

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「担当部長，」の右に「経営ビジョン策定担当部長，」を加える。

別表第1担当部長及び経営・防災担当部長の項中「担当部長」の右に「，経営ビジョン策定担当部長」を加え，課長（水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。），業務管理担当課長，所長（水質管理センター所長，水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）及び場長の項中「水道管路管理センター及び」を「配水管理課長，給水工事課長及び」に改める。

別表第2総務部長の項中第13号を第14号とし，第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 非常勤の消防団員との兼職に係る承認に関すること。

別表第2営業所長の項第12号中「給水装置工用材料」を「給水装置用材料」に改め，水道管路管理センターの課長の項中「水道管路管理センターの課長」を「配水管理課長」に改め，同項の次に次の1項を加える。

給水工事課長	(1) 所属職員（担当課長を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）の休暇（無給休暇及び介護休暇を除く。），欠勤等の承認等に関すること。 (2) 所属職員の出張及び復命に関すること。 (3) 所属職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。 ただし，京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。 (4) 所属職員の日間外勤務命令に関すること。 (5) 軽易又は定例的な申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。
--------	---

- (6) 軽易又は定例的な証明付与に関する事。
- (7) 図書、雑誌及び新聞の購入契約に関する事。
- (8) ガス、電気、電話料金等定例の経費の支出決定に関する事。
- (9) 1件100,000円以下の別に定める支出に関する事。
- (10) 別に定める単価契約済の物品等の調達契約に関する事。
- (11) 使用料、手数料、受託工事収益その他諸収入の徴収に関する事。
- (12) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する事。
- (13) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関する事。
- (14) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車の特可に関する事。
- (15) 給水の承認及び給水の停止（給水装置工事に係るものに限る。）に関する事。
- (16) 1件1,000,000円以下の補助配水管及び給水装置工事の施行に関する事。
- (17) 給水装置工事の承認、設計の審査及び完了の検査に関する事。
- (18) 1件1,000,000円以下の補助配水管及び給水装置工事の請負契約に関する事。
- (19) 1件5,000,000円以下の工事負担金の額の決定及び収入に関する事。
- (20) 水道メーターの設置及び取替えに関する事。
- (21) 加入金の徴収に関する事。
- (22) 給水装置工事並びに給水装置工事の設計の審査及び完了の検査の費用の徴収及び分割納入の承認に関する事。
- (23) 給水装置用材料の売却の決定及びその売却代金の徴収に関する事。
- (24) 水道メーターの損失弁償の決定及びその弁償金の徴収に関する事。
- (25) 取付管新設工事の費用の徴収に関する事。
- (26) 工事の着手及び中止命令に関する事。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)